

資料 2 第 2 次嘉手納町教育大綱（仮称）の策定について

本町では、平成 27 年度に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき策定された本町教育の目標及び根本的な方針を示す「嘉手納町教育大綱」を策定し、充実した教育行政の推進に努めているところですが、平成 30 年度をもって本大綱が満了いたします。平成 31 年度からの「第 2 次嘉手納町教育大綱」の策定に向けて、以下の通り提案いたします。

現在、嘉手納町では平成 31 年度からの町の第 5 次総合計画の策定に向けて取り組んでいるところです。策定部会等を立ち上げ、構成等を議論、審議している段階です。つきましては、「第 5 次総合計画」の基本構想、基本計画を、「第 2 次嘉手納町教育大綱」として充てる事を前提に進めることを提案いたします。【別紙参照】